

第178号議案 仲裁について（新東工場整備運営事業 建設工事）

目次	ページ
1 仲裁の概要	2～9
(1) 仲裁	2
(2) 建設工事紛争審査会	2
(3) 仲裁の相手方	2～3
(4) 申請の趣旨	3
(5) 仲裁判断	3
(6) 法面崩落に至るまでの主な経緯	3～4
(7) 法面崩落	5
(8) 仲裁に至るまでの主な経緯	6～7
(9) 双方の主張	8
(10) 仲裁フロー及び今後のスケジュール（予定）	9

参考資料

1 関係法令等	10～11
2 仲裁合意書	12
3 事業概要	13
4 工事スケジュール	14

環境部

令和7年9月

1 仲裁の概要

新東工場整備運営事業 建設工事において発生した法面崩落に伴う費用負担に係る紛争に関し、建設業法第25条の10の規定に基づき、次のとおり中央建設工事紛争審査会に仲裁の申請をするものとする。

(1) 仲裁

ア 仲裁とは、仲裁委員3名が、建設業法及び仲裁法の規定に基づき仲裁判断を行うもので、民事訴訟に代わるものである。なお、裁判のような上訴の制度はない。

イ 仲裁を申請するには、当事者間の仲裁合意が必要となる。

ウ 仲裁判断は確定判決と同一の効力を有する（仲裁法第45条第1項）ものであり、仲裁判断の内容については裁判所で争うことができない。

(2) 建設工事紛争審査会

ア 建設工事紛争審査会とは、建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家により公正・中立な立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法第25条第1項の規定に基づき設置された公的機関であり、紛争処理を行う権限を有する。

イ 本件の紛争処理は、建設業法第25条の9第1項第3号の規定に基づき、中央建設工事紛争審査会が管轄する。

(3) 仲裁の相手方

三菱・フジタ・MHITC特定建設工事共同企業体

代表者

神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

代表取締役 野口 能弘

1 仲裁の概要

構成員

東京都新宿区西新宿 4 丁目32番22号

株式会社フジタ

代表取締役 奥村 洋治

構成員

東京都港区芝五丁目33番11号

三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社

代表取締役 中島 滋

(4) 申請の趣旨

新東工場整備運営事業 建設工事において発生した法面崩落に係る費用について、本市は一切の負担をしないとする事の仲裁判断を求める。

(5) 仲裁判断

当事者双方は、仲裁判断に服するものとする。

(6) 法面崩落に至るまでの主な経緯

時 期	内 容
令和4年 9月 9日	DBO方式（公共が、施設整備に必要な費用の資金調達を自ら行い、公共が所有権を有したまま、設計・建設から、長期の運営・維持管理に至る事業で必要となる全ての業務を民間に一括発注する方式）による新東工場整備運営事業において工事請負契約を締結
令和5年 2月 20日	法面施工（法面整形2/20～10/4）
令和5年 3月 13日	2段目法面掘削途中、1段目と2段目で法面崩落発生
令和5年 4月 25日	法面施工（モルタル吹付工、吹付砕工、鉄筋挿入工4/25～10/31）

1 仲裁の概要

時 期	内 容
令和5年 7月 24日	3段目法面掘削途中、3段目で法面崩落発生
令和5年 10月 4日	4段目法面掘削途中、4段目で法面崩落発生
令和5年 10月 26日	法面施工（排水工10/26～11/17）
令和6年 3月 18日	令和5年度既済部分の出来高検査を市が実施 → 既済部分の出来高を確認 なお、法面は竣工後の引渡しとなるため、市は受注者から施工完了部分の引渡しを受けていない。
令和6年 3月 26日	法面の一部に軽微なクラック（0.2mm以下）があることを受注者が確認 なお、この時点で受注者は市に対して何も報告していない。
令和6年 3月 27日	受注者の設計コンサルタントが現場確認 → 受注者は法面の変動はないとの見解 なお、この時点で受注者は市に対して何も報告していない。
令和6年 4月 1日	受注者が法面の動態（表面変位）観測を開始 なお、この時点で受注者は市に対して何も報告していない。
令和6年 6月 6日	法面クラックが大きくなってきたため、再度、受注者の設計コンサルタントが現場確認 → 受注者は現状で崩落の危険性はないとの見解（梅雨明けに法面補強の実施について助言があった） なお、この時点で受注者は市に対して何も報告していない。
令和6年 6月 7日	同工事の別の検査で現場立会いに来ていた市の監督権限がない建築課の監督職員に対して、初めてクラック発生及び法面補強の件について説明があったが、具体的な内容は令和6年6月13日開催の定例会議（毎月）で受注者から市へ報告する予定であるとの説明があった。
令和6年 6月 10日	施工完了した法面の崩落が発生 なお、市は受注者からの連絡より先に、市民からの通報により法面崩落が発生したことを把握した。 また、受注者は、市に対してクラック発生及び法面補強の件について崩落するまで正式な報告を行っていない。

1 仲裁の概要

(7) 法面崩落

ア 発生日時

令和6年6月10日（月）午前5時頃

イ 場所

新東工場建設現場内（戸石町88番地10ほか）

ウ 被災状況

（ア） 法面崩落

（イ） 工場棟基礎躯体の一部破損

エ 設計・施工

三菱・フジタ・MHITC特定建設工事共同企業体

オ その他

人的被害無し

カ 法面写真

（ア） 法面崩落直後 令和6年6月10日時点



【造成範囲（法面）】



（イ） 現状 令和7年8月26日時点



1 仲裁の概要

(8) 仲裁に至るまでの主な経緯

時 期	内 容
令和6年 9月 24日	受注者から市に対して法面崩落が生じた原因、設計及び施工中における対応の妥当性等をとりまとめた報告書の提出
令和6年 9月 27日	受注者から長崎労働基準監督署の避難措置命令（6/12～7/29）に基づく工事中断により工程に1.5か月程度の影響が生じているとの報告 受注者から工事打合せ簿にて、契約書第18条第1項第4号及び第5号の規定に基づき、監督職員による確認請求
令和6年 10月 1日	受注者が新法面工事に着手
令和7年 3月 11日	大学教授や弁護士への相談結果を踏まえ、受注者に対して契約書第18条第3項の規定に基づく通知送付 ＜調査結果の概要＞ 確認の結果、契約書第18条第1項第4号及び第5号の規定には該当しないものと判断し、同条第4項の規定に基づく要求水準書等の変更は行わない。
令和7年 3月 26日	受注者が令和6年10月1日に着手した新法面工事の完成
令和7年 3月 31日	令和7年3月11日の市からの通知に対して、受注者から市に対して意見書の提出
令和7年 4月 11日	令和7年3月31日の受注者意見書の質疑等が多岐に渡り、回答内容を庁内等で十分検討する期間が必要である等の理由により、回答を令和7年4月25日までにを行う予定である旨を市から受注者へ申入れ
令和7年 4月 25日	令和7年3月31日の受注者意見書に対する市の回答を受注者へ送付 回答において、双方の見解が対立しており、協議による解決は難しいと思われることから、市としては、第三者機関である審査会における仲裁による判断を求めざるを得ない旨と、仲裁にあたっては合意書の締結が必要となるため、審査会への仲裁申立てをすることについて、令和7年5月16日までに受注者としての回答をいただきたい旨を記載

1 仲裁の概要

時 期	内 容
令和 7 年 5 月 15 日	受注者から回答期日を令和 7 年 5 月 31 日まで延長する旨の依頼
令和 7 年 5 月 19 日	受注者から論点を整理したうえで仲裁を行うか判断したい旨の申入れ
令和 7 年 5 月 30 日	受注者から令和 7 年 4 月 25 日の市の通知に対して、双方で協議したい旨の回答
令和 7 年 6 月 4 日	仲裁に向けて双方で協議（第 1 回目）を実施
令和 7 年 6 月 11 日	仲裁に向けて双方で協議（第 2 回目）を実施
令和 7 年 6 月 26 日	仲裁に向けて双方で協議（第 3 回目）を実施
令和 7 年 8 月 15 日	仲裁合意書の締結

(9) 双方の主張

受注者は、今回の法面崩落について、施工条件である地盤条件に関し、要求水準書に記載の内容と実際の現場条件が異なること及び地山のせん断強度(すべりに対する抵抗力)の低下という予期できない特別な状態が生じたことを理由として、

契約書第18条第1項第4号及び第5号の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく要求水準書の変更及び同条第5項の規定に基づく契約変更(工期若しくは請負代金額の変更)を行ってほしい旨の主張をしている。

一方、市は、次のとおり主張するものである。

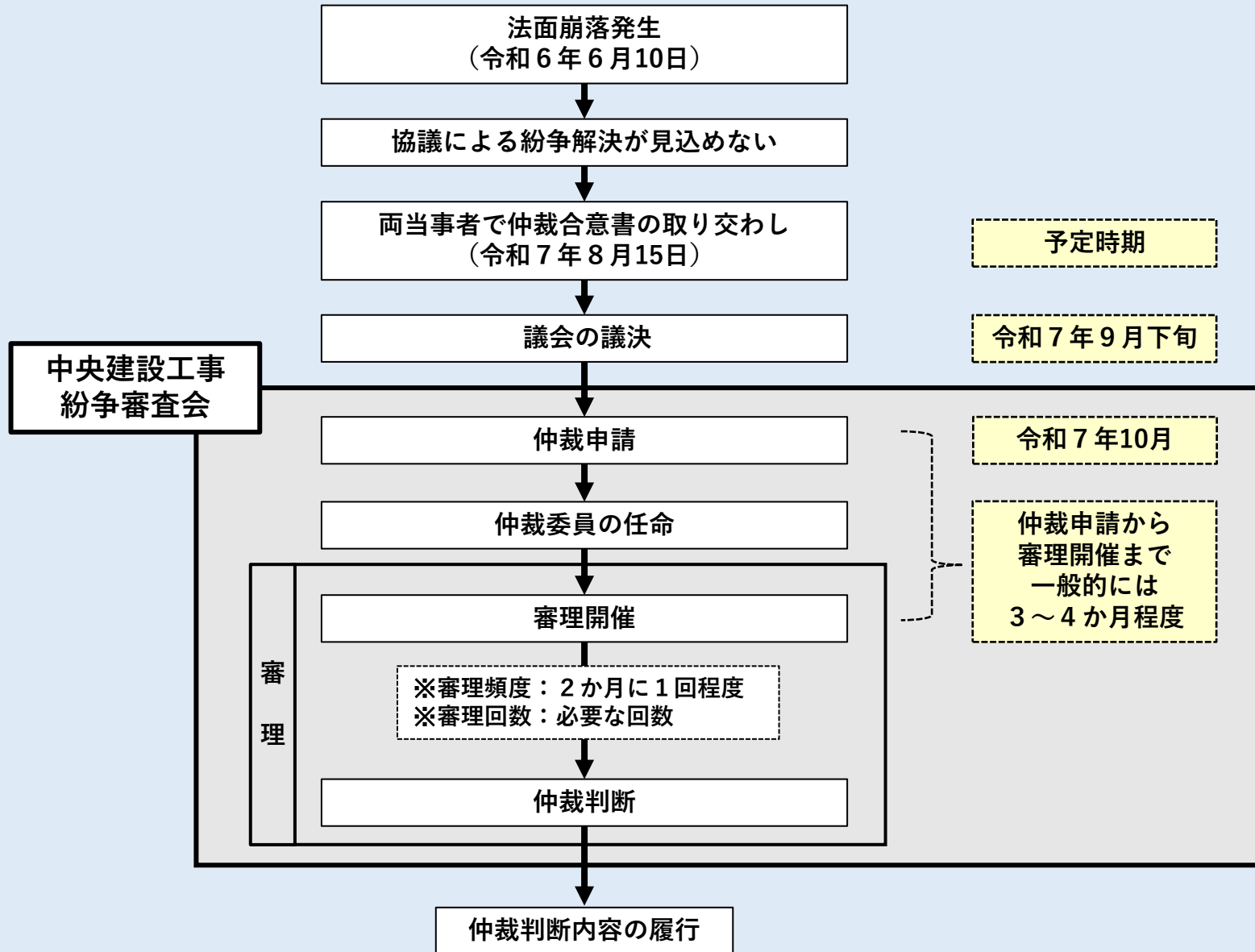
ア 要求水準書は、基本的な内容を示すものであり、受注者は現場の施工条件を具体的に把握した上で施工を行う必要がある。市が「建設請負事業者は、既存の地質データを補完することを目的に、業務の一環として事業用地の地形・地質調査等を必要に応じて実施すること」と要求水準書に明記しているにもかかわらず、受注者は、現場の施工条件を具体的に把握するために必要なボーリング調査等を行っていない。

したがって、要求水準書に明示していない施工条件に対して、「要求水準書等に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場の施工条件が一致しない」との受注者の主張は、実際の工事現場の施工条件と比較すべき事前の地形・地質調査等による具体的な施工条件が存在しないことから、契約書第18条第1項第4号の規定には該当しない。

イ 受注者は、安定した地盤であるはずの地層において、法面施工中の2段目掘削後に発生した1段目と2段目の崩落や、3段目掘削後に発生した更に大きな崩落など、施工中に「流れ盤」「多数の亀裂」「崩落」が確認される中においても、地形・地質等の追加調査及びデータ分析を実施しないまま設計施工を行っていることから、施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとは言えないことから、契約書第18条第1項第5号の規定には該当しない。

1 仲裁の概要

(10) 仲裁フロー及び今後のスケジュール(予定)



○建設業法

(建設工事紛争審査会の設置)

第25条 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

2 建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争(以下「紛争」という。)につきあつせん、調停及び仲裁(以下「紛争処理」という。)を行う権限を有する。

3 審査会は、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)及び都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)とし、中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。
(管轄)

第25条の9 中央審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

(1)～(2) [略]

(3) 当事者の一方のみが建設業者であつて、国土交通大臣の許可を受けたものであるとき。

2～3 [略]

(紛争処理の申請)

第25条の10 審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては国土交通大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を経由してこれをしなければならない。

○仲裁法

(仲裁判断の承認)

第45条 仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。)は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

2 [略]

3 [略]

○建設工事請負契約書

(条件変更等)

第18条 受注者は、本工事の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に表示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 要求水準書等に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 [略]

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等若しくは成果物の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) [略]

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。要求水準書等については発注者が行い、成果物については、発注者が指示して受注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。発注者と受注者とが協議の上、要求水準書等については発注者が行い、成果物については、発注者が指示して受注者が行う。

5 前項の規定により要求水準書等若しくは成果物の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

参考資料2 仲裁合意書

仲 裁 合 意 書

工 事 名 新東工場整備運営事業 建設工事
工事場所 長崎市戸石町 88 番地 10 を含む都市計画決定区域内

令和 4 年 9 月 9 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 中央建設工事紛争審査会

令和 7 年 8 月 15 日

発 注 者 長崎市魚の町 4 番 1 号
長崎市

代表者 長崎市長 鈴木 史朗 印

受 注 者 三菱・フジタ・MHITC 特定建設工事共同企業体

代表者
神奈川県横浜市西区みなとみらい 4 丁目 4 番 2 号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
代表取締役 野口 能弘 印

構成員
東京都新宿区西新宿 4 丁目 3 2 番 2 2 号
株式会社フジタ
代表取締役 奥村 洋治 印

構成員
東京都港区芝五丁目 3 3 番 1 1 号
三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社
代表取締役 中島 滋 印

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判所の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3 人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも 1 人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

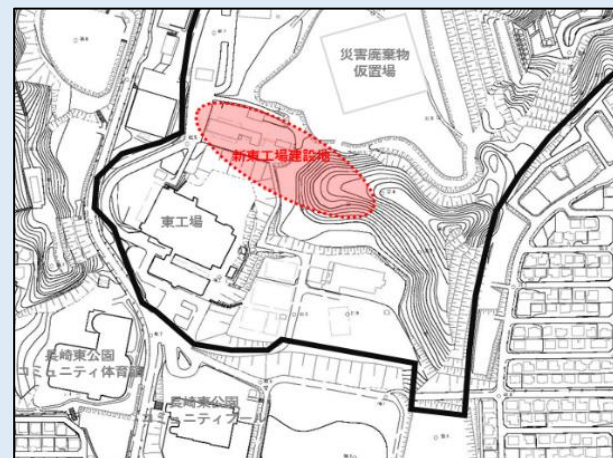
なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別な定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

参考資料3 事業概要

本事業は、昭和63年の稼働開始後、約37年が経過する現東工場の老朽化に伴い、DBO方式(※1)による新東工場整備運営事業において、新東工場の建設を行うもの。

ア	施設の種類	ごみ焼却施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)
イ	建設場所	長崎市戸石町88番地10を含む都市計画決定区域内
ウ	処理能力	210t/日(105t/日×2炉)
エ	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
オ	事業方式	DBO方式(公設民営) ※1
カ	全体事業費	331億7,865万8,386円
キ	契約概要	
(ア)	(建設工事)	
	契約相手方	三菱・フジタ・MHITC特定建設工事共同企業体
	契約額	233億8,865万8,386円
	建設期間	令和4年9月9日～令和8年6月15日
(イ)	(運営業務)	
	契約相手方	長崎東エコクリエーション(株)(SPC:特別目的会社)
	契約額	97億9,000万円
	運営期間	令和8年6月16日～令和28年6月15日(20年間)

【建設地位置図】



※1 DBO(Design(設計)-Build(建設)-Operate(維持管理・運営))方式

公共が、施設整備に必要な費用の資金調達を自ら行い、公共が所有権を有したまま、設計・建設から、長期の運営・維持管理に至る事業で必要となる全ての業務を民間に一括発注する方式のこと。

令和7年7月末時点

